

このような時は14日以内に届け出を!! ～国保に加入するとき・やめるとき～

届け出が遅れてしまうと、医療費が全額自己負担になってしまう場合や、職場の社会保険料と国民健康保険税の両方を支払うことになってしまいます。

○国保に加入するとき

- (例)・転入してきたとき(以前から国保だった場合)
- ・会社を退職したとき、被扶養者から外れたとき など

○国保をやめるとき

- (例)・転出するとき
- ・会社に就職したとき、被扶養者になったとき など

○その他

- (例)・住所が変わったとき
- ・世帯主や氏名が変わったとき など



※会社を退職した際は、職場の健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書)、就職した際は、国保と職場両方の資格確認書又は資格情報のお知らせが必要となります。

また、本人確認のできる免許証やマイナンバーカードをご持参ください。

住民課 ☎55-3112

◆ご存じですか、はかりの定期検査！◆

「適正な計量の実施を確保する」ため、令和7年度はかりの定期検査が実施されます。

商店、工場、病院、調剤薬局、直売所、コンビニ及び事業所等で、取引又は証明に使用されている「はかり、分銅及びおもり」は、2年に1回の定期検査を受けなければなりません。

村では、定期検査対象のはかりの事前調査を3月～4月頃に行いますので、御協力をお願いします。

また、はじめて検査を受けられる方は、その「はかり」がどのような種類なのか確認しますので、産業建設課まで御連絡をお願いします。

定期検査の予定は次のとおりです。

	集合検査	所在場所検査
はかりの種類	計量能力が 500kg 以下の一般小型はかり	電気式はかり、計量能力が 500kg を超える大型はかり
実施方法・内容	検査場所に「はかり」を持参していただきます。 ・日時：令和7年7月4日(金) 9：30～14：00(予定) ・場所：平田村中央公民館(ハレスコ)	県計量協会では「はかり」の所在場所に出向いて検査を行います。後日、通知が届きますので、指定の期日で検査を受けてください。 ・実施時期 7～9月

※詳しくは、県のホームページまたは「福島県 計量検定所」で検索

産業建設課 ☎55-3116

ねんきんネットを活用して国民年金保険料が納付できます!!

国民年金保険料の納付書がお手元になくても、ねんきんネットを活用して納付(納付書によらない納付)ができるようになりました。

納付書によらない納付とは

ねんきんネットの画面上で納付したい保険料を選択し、インターネットバンキング等を利用してpay-easy(インターネットバンキングやATMなどで、税金や公的料金などの各種料金を電子的に支払うことが出来る決済サービス)により納付する仕組みです。

納付可能な保険料

前月分以前の国民年金保険料と追納の申込が承認された期間の国民年金保険料が納付できます。
※前納等、当月分以降の保険料の納付はできません。

ねんきんネットの利用登録方法

「納付書によらない納付」を利用するためには、ねんきんネットの利用登録が必要です。

「マイナンバーカードを利用する方法」と「ユーザーID・パスワードを利用する方法」のどちらかでねんきんネットにログインします。

手続き及び申請方法はこちらから



ねんきんネットの便利なサービス

ご自分の年金記録の確認や、将来の年金見込額の試算、各種通知書の確認・ダウンロードができます。ほかにも様々な機能がありますので、ぜひご利用ください。

※ご不明な点は、平田村役場又は年金事務所にご相談ください。

住民課 ☎55-3112 / 郡山年金事務所 ☎024-932-3434

令和7年 春の全国交通安全運動

交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施されます。

期 間 令和7年4月6日(日)～4月15日(火)までの10日間

【運動のスローガン】 どんなときも わすれちゃだめだよ みぎひだり

【年間スローガン】 わたります 止まるやさしさ ありがとう

運動の重点

- (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底と、ながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底